



# 請 願 書

日本政府に核兵器禁止条約第 1 回再検討会議に  
オブザーバー参加を求める意見書提出に関する請願

2026 年 8 月 26 日

## 請願書

小浜市議会  
議長 竹本雅之 様

紹介議員

世戸玉枝

請願者 新日本婦人の会小浜支部

支部長 高木泰子

連絡先 福井県三方上中郡若狭町三宅 68-4

日本政府に核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加を求める  
意見書提出に関する請願

### 【請願趣旨】

核兵器をなくすことは被爆地広島・長崎の願いです。

核兵器禁止条約は 2017 年 7 月に国連で採択され、2020 年 10 月に 50 カ国の批准によって  
2021 年 1 月に発効しました。2026 年 7 月 7 日現在、95 カ国が署名し、75 カ国が批准・加入  
しています。

2022 年 6 月に開かれた核兵器禁止条約第 1 回締約国会議には、NATO 加盟国のオランダ・ドイツ・ノルウェー・ベルギーを含めて 34 カ国がオブザーバー参加しています。2024  
年 11 月の第 2 回締約国会議には 35 カ国、2025 年 3 月の第 3 回締約国会議には 31 カ国がオ  
ブザーバー参加しています。

2026 年 11 月には、核兵器禁止条約の第 1 回再検討会議が開かれる予定です。この再検討  
会議に日本政府がオブザーバー参加することは重要と思われます。

貴議会が、地方自治法 99 条の規定により日本政府に対し「核兵器禁止条約第 1 回再検討  
会議にオブザーバー参加することを求める」意見書を提出することを請願します。

### 【請願事項】

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加することを求める意見書を国およ  
び関係機関に提出してください。

以上

## 日本政府に核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会ではロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に緊迫した状況が続いており、核兵器保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとしてその意義を一層強めています。

同条約は 2021 年 1 月 22 日に発効し、本年で 5 年を迎えます。これまでに締約国会議が 3 回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。

そして 2026 年 11 月には、発効後初となる第 1 回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、「核なき世界」に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものです。また、核兵器のない世界の実現は世代を超えて取り組むべき最重要課題であります。唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で我が国は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加は、我が国が核兵器廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突き付け、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に我が国が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながります。

よって、日本政府におかれては、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。